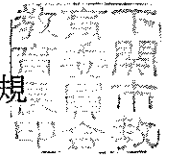


下 教 政 第 3 0 6 号  
令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 1 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 戸 澤 昭 夫 様  
同 井 川 典 子 様

下関市教育委員会

教育長 磯 部 芳 規



指定管理者監査及び随時監査の結果に対する措置について

令和 6 年 (2024 年) 1 2 月 1 6 日付け監査報告第 2 4 号により通知のあり  
ました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必  
要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講  
じましたので、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の  
規定に基づき、通知いたします。



指定管理者監査の結果に対する報告書

教育委員会 生涯学習課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 業務の実施状況等のモニタリングについて、以下の事項が見受けられた。下関市生涯学習プラザの管理運営に関する基本協定書及び下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、適正にモニタリングを実施されたい。</p> <p>ア 各月に実施するモニタリングにおいて、モニタリングチェックシートに経理の状況に関する項目が設けられていないため、当該項目のモニタリングを行った形跡が確認できなかった。</p> <p>イ 下関市生涯学習プラザの管理運営に関する年度協定書第3条に達成すべき目標値として「使用許可件数、利用者数及び利用率」が定められているが、所管課は毎年度終了後に管理運営状況及び実績を評価するモニタリングレポートにて「利用者数」のみ目標値の達成度を評価しており、「使用許可件数及び利用率」については達成度を評価していなかった。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>(1)</p> <p>ア 今回の指摘を受け、令和6年11月分より、経理の状況に関する項目を追加し、各月ごとのモニタリングを実施している。</p> <p>イ 令和6年度のモニタリングレポートより「使用許可件数及び利用率」の達成度についても評価を行うこととする。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) なし</p>
	<p>(改善措置状況)</p>

以上